

# 学校いじめ防止基本方針

泉佐野市立長南小学校

平成26年 4月 1日 策定

平成30年 3月31日 一部改定

令和2年 1月15日 第2版策定

## 第1章 いじめ防止に関する本校の考え方

### 1 基本理念

いじめは、その子どもの将来にわたって内面を深く傷つけるものであり、子どもの健全な成長に影響を及ぼす、まさに人権に関わる重大な問題である。全教職員が、いじめはもちろん、いじめをはやし立てたり、傍観したりする行為も絶対に許さない姿勢で、どんな些細なことでも必ず親身になって相談に応じることが大切である。そのことが、いじめ事象の発生・深刻化を防ぎ、いじめを許さない児童の意識を育成することになる。

そのためには、学校として教育活動の全てにおいて生命や人権を大切にする精神を貫くことや、教職員自身が、児童一人ひとりを多様な個性を持つかけがえのない存在として尊重し、児童の人格のすこやかな発達を支援するという児童観、指導観に立ち指導を徹底することが重要となる。

本校では、「自分も 友だちも 大切にする 心豊かな 子どもの育成」ならびに「自ら学ぶ意欲を持ち 主体的に学習する 子どもの育成」を教育目標とし、全ての教育活動において人権教育を重点においた取組みを進めている。

いじめは重大な人権侵害事象であるという認識のもと、ここに『学校いじめ防止基本方針』を定める。

### 2 いじめの定義

「いじめ」とは、児童に対して、当該児童が在籍する学校に在籍しているなど当該児童と一定の人的関係にある他の児童が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童が心身の苦痛を感じているものをいう。

具体的ないじめの態様は、以下のようなものがある。

- ・冷やかしやからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる
- ・仲間はずれ、集団による無視をされる
- ・軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする
- ・ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする
- ・金品をたかられる
- ・金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする
- ・嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする
- ・パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる 等

### 3 いじめ防止のための組織

#### (1) 名称

「学校いじめ防止委員会」

#### (2) 構成員

校長，教頭，首席，人権担当，生徒指導担当，各学年主任，養護教諭  
家庭支援員，スクールカウンセラー，スクールソーシャルワーカー

#### (3) 役割

- ア 学校いじめ防止基本方針の策定
- イ いじめの未然防止
- ウ いじめの早期発見，いじめ事案への対処
- エ 教職員の資質向上のための校内研修
- オ 年間計画の企画と実施
- カ 年間計画進捗のチェック
- キ 各取組の有効性の検証
- ク 学校いじめ防止基本方針の見直し 等

### 4 年間計画

本基本方針に沿って，以下のとおり実施する

## 長南小学校 いじめ防止年間計画

	1年	2年	3年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  個人調査票によって把握された児童状況の集約 保幼小引き継ぎ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ いじめのロールプレイ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  個人調査票によって把握された児童状況の集約 前担任との引き継ぎ 学級活動（他己紹介） 学級活動（クラス目標）	第1回 学校いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）  入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	遠足 ニコニコ活動①  国語(なんていおうかな)	遠足 ニコニコ活動①  道徳（友情・助け合い）	遠足 学年集会 ニコニコ活動①	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明  「セカンドステップ」授業開始
6月	ニコニコ活動② 道徳「はしのうえのおおかみ」	ニコニコ活動② 国語「うれしいことば」 いじめ防止教育 「わたしらもよせて」	ニコニコ活動②  いじめ防止教育 「プレゼント」 人権推進課出前授業	すっきりアンケート実施（1学期）
7月	ニコニコ活動③（七夕） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	ニコニコ活動③（七夕） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	ニコニコ活動③（七夕） 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	1学期個人懇談
8月				アンケート分析 教職員研修の実施
9月	道徳「ダメ」	学級活動（ともだちについて）	学級活動（ともだちについて）	
10月	運動会 ニコニコ活動④（折鶴） なかよし交流会	運動会 ニコニコ活動④（折鶴） いじめ防止教室（友だちのいいところ）	運動会 ニコニコ活動④（折鶴） 施設見学	第2回委員会（状況報告と取組みの検証）
11月	ニコニコ活動⑤（遠足） ことばについて かんがえよう 道徳「ええところ」	ニコニコ活動⑤（遠足）	ニコニコ活動⑤（遠足） いじめ防止教育	すっきりアンケート実施（2学期）
12月	ニコニコ活動⑥ 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	ニコニコ活動⑥ 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	ニコニコ活動⑥ 保護者懇談週間（家庭での様子の把握）	
1月	ニコニコ活動⑦ 道徳「それっておかしいよ」 道徳「にわのにわとり」	ニコニコ活動⑦ いじめ防止教育（みんなが過ごしやすいクラス）	ニコニコ活動⑦ 学級活動（ともだちについて）	
2月	学校教育自己診断アンケート	学校教育自己診断アンケート	学校教育自己診断アンケート	すっきりアンケート実施（3学期）
3月	ニコニコ活動⑧ 体験入学  ニコニコ活動⑨（お別れ集会） 入学式に向けて	ニコニコ活動⑧ 道徳（思いやり・親切）  ニコニコ活動⑨（お別れ集会）	ニコニコ活動⑧  ニコニコ活動⑨（お別れ集会）	第3回委員会（年間の取組みの検証）
通年 毎月 適時	おたんじょう日 おめでとぅ		生活目標達成調査	

## 長南小学校 いじめ防止年間計画

	4年	5年	6年	学校全体
4月	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  個人調査票によって把握された児童状況の集約前担任との引き継ぎ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  個人調査票によって把握された児童状況の集約前担任との引き継ぎ	保護者への相談窓口周知 児童への相談窓口周知  個人調査票によって把握された児童状況の集約前担任との引き継ぎ	第1回 学校いじめ防止委員会（年間計画の確認、問題行動調査結果を共有）  入学式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明 始業式で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
5月	遠足 学級活動 （ともだちについて） ニコニコ活動①	遠足 学級活動 （ともだちについて） ニコニコ活動①	遠足 学級活動 （ともだちについて） ニコニコ活動①	P T A総会で「学校いじめ防止基本方針」の趣旨説明
6月	ニコニコ活動② 道徳「いっしょになって わらっちゃだめ」 ニコニコ活動③（七夕）	ニコニコ活動② ニコニコ活動③（七夕）	ニコニコ活動② 「あの子」 ニコニコ活動③（七夕）	「セカンドステップ」の授業開始
7月	人権教育 「ことばと笑い」 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 宿泊学習 「カラスのイメージは？」	保護者懇談週間 （家庭での様子の把握）	すっきりアンケート実施（1学期）  1学期個人懇談
8月				アンケート分析 教職員研修の実施
9月	学級活動 （ともだちについて）	学級活動 （ともだちについて）	学級活動 （ともだちについて）	
10月	運動会 ニコニコ活動④（折鶴）	運動会 ニコニコ活動④（折鶴）	運動会 ニコニコ活動④（折鶴） 「見えるいじめ 見えないいじめ」	第2回委員会（状況報告と取組みの検証）
11月	ニコニコ活動⑤（遠足）	ニコニコ活動⑤（遠足）	ニコニコ活動⑤（遠足）	
12月	「ふれあい祭り」参加 ニコニコ活動⑥ 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 人権教育「あの子」	ニコニコ活動⑥ 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 「ことばと笑い」	修学旅行 ニコニコ活動⑥ 保護者懇談週間 （家庭での様子の把握） 「私の妹」	すっきりアンケート実施（2学期）
1月	ニコニコ活動⑦ 学校教育自己診断アンケート	ニコニコ活動⑦ 学校教育自己診断アンケート	ニコニコ活動⑦ 学校教育自己診断アンケート	
2月	学級活動 （ともだちについて）	学級活動 （ともだちについて）	学級活動 （ともだちについて）	すっきりアンケート実施（3学期） 第3回委員会（年間の取組みの検証）
3月	人権教育 「みえないいじめ」 ニコニコ活動⑧ ニコニコ活動⑨ （お別れ会）	ニコニコ活動⑧ ニコニコ活動⑨ （お別れ会）	ニコニコ活動⑧ ニコニコ活動⑨ （お別れ会）	
通年 毎月 適時			携帯とLINE・SNS これっていじめ？	

## 5 取組状況の把握と検証（PDCA）

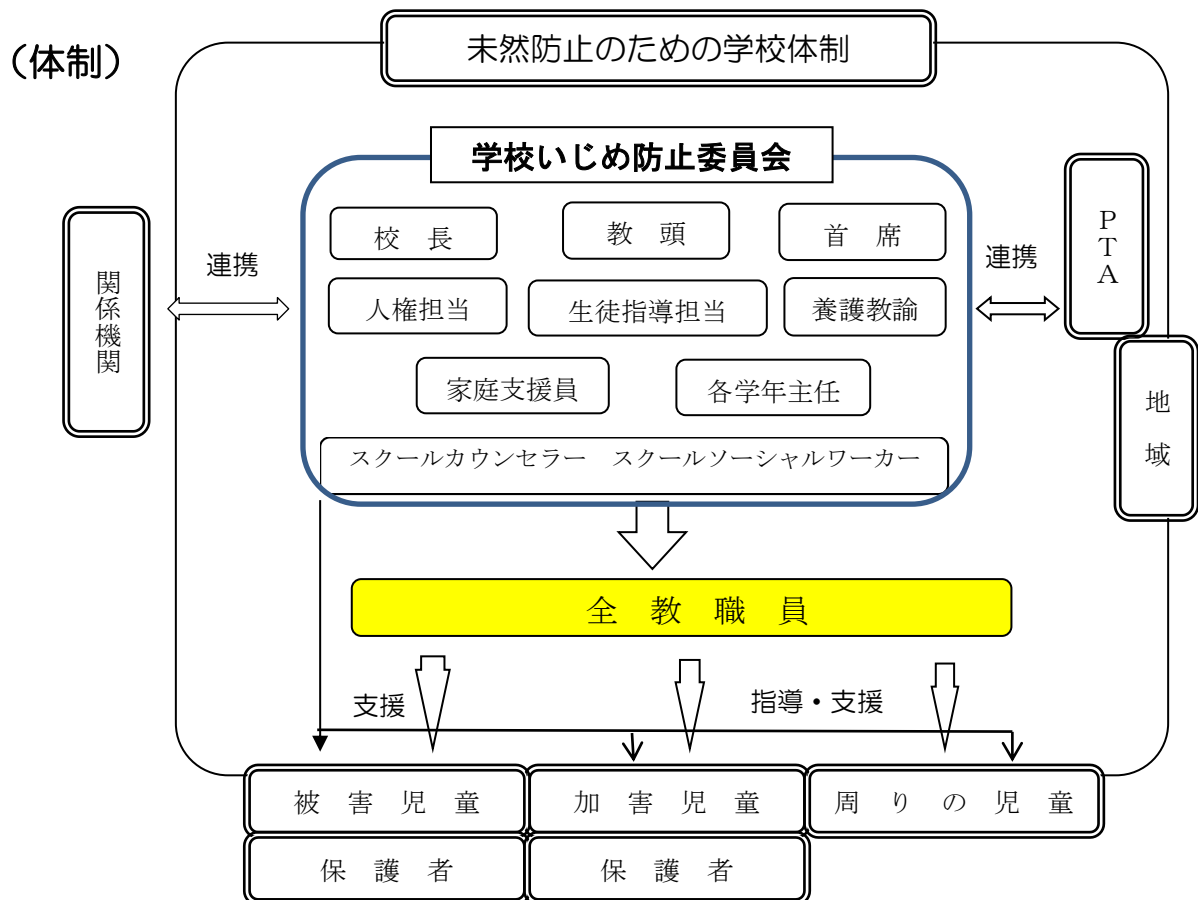
学校いじめ防止委員会は、年3回開催し、取組みが計画どおりに進んでいるか、いじめの対処がうまくいかなかったケースの検証を行う。また、学校いじめ防止基本方針が学校の実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、見直しなどを行う。

## 第2章 いじめ防止

### 1 基本的な考え方

いじめの未然防止にあたっては、教育・学習の場である学校・学級自体が、人権尊重が徹底し、人権尊重の精神がみなぎっている環境であることが求められる。そのことを基盤として、人権に関する知的理解及び人権感覚を育む学習活動を各教科、(道徳)、特別活動、総合的な学習の時間のそれぞれの特質に応じ、総合的に推進する必要がある。

特に、児童が、他者の痛みや感情を共感的に受容するための想像力や感受性を身につけ、対等で豊かな人間関係を築くための具体的なプログラムを作成する必要がある。そして、その取組みの中で、当事者同士の信頼ある人間関係づくりや人権を尊重した集団としての質を高めていくことが必要である。



## 2 いじめの防止のための措置

(1) 平素からいじめについての共通理解を図るため、教職員に対して次のような基本的認識を持たせる。

児童に対しても同様に認識を持たせる。

- ①いじめは重大な人権侵害であり、決して許される行為ではない。
- ②いじめはどの児童にも、どの学級にも起こりえることである。
- ③いじめられる側にも問題があるという認識は間違っている。
- ④いじめは大人が気付きにくいところで生起することが多く、発見しにくい。
- ⑤いじめはその行為によって刑罰法規に抵触する。

(2) いじめに向かわない態度・能力を育成するために、自他の存在を認め合い、尊重し合える態度を養うことや、円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育てる。

そのために、教職員が児童に愛情を持ち、配慮を要する子どもたちを中心に据えた温かい学級経営や教育活動を展開し、自己存在感や充実感を与え、授業をはじめ学校生活のあらゆる場面において、他者と関わる機会を工夫し、それぞれの違いを認め合う仲間づくりをしていく。

(3) いじめが生まれる背景を踏まえ、指導上の注意としては、教職員の何気ない言動が、子どもたちを傷つけ、結果としていじめを助長してしまう場合があることを理解しておく必要がある。

また、教職員の温かい声かけが、「認められた」と自己肯定感につながり、児童達を大きく変化させることも理解しておかなくてはならない。

分かりやすい授業づくりを進めるために、教職員間で互いの授業を見学し合い、意見交換をしていくことが大切である。それには、互いに尋ねたり、相談したり、気軽に話ができる職員室の雰囲気も大切である。その上で、すべての児童が参加・活躍できるように授業を工夫していく。

児童一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めるために、居場所づくりや絆づくりをキーワードとして、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるようにしていき、児童に集団の一員としての自覚や自信を育んでいく。

ストレスに適切に対処できる力を育むために、自尊感情を高め、互いを認め合える人間関係を築いていくことが大切である。

いじめを助長するような教職員の不適切な認識や言動等、指導の在り方に注意を払うため、児童への声かけが自尊感情を傷つけていないか、集団の中で浮いた存在にしていないか等を、教職員が互いに意見を言い合えることが大切である。

- (4) 自己有用感や自己肯定感を育む取組みとして、授業や行事において、児童を認める声かけを多くしていくことが大切である。そのためには、児童一人ひとりの様子をしっかりと観察し、声かけのタイミングを見逃さないようにする。
- (5) 児童が自らいじめについて学び取り組む方法として、具体的な事例を紹介し、自分がその場においてどのような行動を取るべきか、また、いじめに発展しないためにはどうすべきか等を考えさせていく。

### 第3章 早期発見

#### 1 基本的な考え方

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気づきにくく判断しにくい形で行われる。たとえ、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いをもって、早い段階から複数の教職員で的確に関わり、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめの定義に照らし合わせて、積極的に認知する。

#### 2 いじめの早期発見のための措置

- (1) 実態把握の方法として、定期的なアンケート（すっきりアンケート）の実施や児童の状況に即した聞き取りの適時実施を行う。

また、縦割り活動である「ニコニコ活動」を定期的の実施し、異年齢集団による取り組みを進めるとともに、多くの教員で一人ひとりの児童の状況を把握し、担任との情報共有、情報交換ができる場面をつくる。

- (2) 保護者と連携して児童を見守るために、日頃から児童の良いところや気になるところ等、学校での様子について機会あるごとに連絡しておく。

- (3) 児童、保護者、教職員が、抵抗なくいじめに関して相談できる体制として、日頃からの声かけ等により、良好な人間関係を築いておくことが大切である。また、些細な情報であっても丁寧に対応し、担任や担当だけでなく、学年集団として共有する。

- (4) 年度当初に相談窓口等の相談体制を、広く保護者に周知する。また、定期的にアンケート等を実施することにより、相談体制が適切に機能しているかなど点検する。

- (5) 教育相談等で得た児童の個人情報等については、その対外的な取扱いについて、法令に沿って適切に管理する。

#### 第4章 いじめに対する考え方

##### 1 基本的な考え方

いじめが確認された場合、いじめを受けた児童及びいじめを知らせてきた児童の安全確保が最優先である。そして、いじめを行ったとされる児童に対して事情を確認し、適切な指導する等、組織的な対応を行うことが必要である。近年の事象を見ると、いじめを行った児童自身が深刻な課題を有している場合が多く、相手の痛みを感じたり、行為の悪質さを自覚することが困難な状況にある場合がある。よって、いじめを行った児童が自分の行為の重大さを認識し、心から悔い、相手に謝罪する気持ちに至るような継続的な指導が必要である。いじめを受けた児童は、仲間からの励ましや教職員や保護者等の支援、そして何より相手の自己変革する姿に、人間的信頼回復のきっかけをつかむことができると考える。

そのような、事象に関係した児童同士が、豊かな人間関係の再構築をする営みを通じて、事象の教訓化を行い教育課題へと高めることが大切である。

##### 2 いじめ発見・通報を受けたときの対応

- (1) いじめの疑いがある場合、ささいな兆候であっても、いじめの疑いがある行為には、早い段階から関わり、事実関係を正確に把握する。

遊びや悪ふざけなど、いじめと疑われる行為を発見した場合、その場でその行為を止めたり、児童や保護者から「いじめではないか」との相談や訴えがあった場合には、真摯に傾聴したりする。

その際、いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保するよう配慮する。

- (2) 教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には一人で抱え込まず、いじめの防止等の対策のための組織（学校いじめ防止委員会）に速やかに報告をし、情報を共有する。その後は、当該組織が中心となって、速やかに関係児童から事情を聴き取るなどして、いじめの事実の有無の確認を行う。

- (3) 事実確認の結果、いじめが認知された場合、管理職が教育委員会に報告し、相談する。

- (4) いじめを受けた児童やいじめを行った児童の保護者への連絡については、家庭訪問等により直接会って、より丁寧に行う。

- (5) いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものと認められるときは、いじめられている児童を徹底して守り通すという観点から、所轄警察署と相談し、対応方針を検討



する。

なお、児童の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるおそれがあるときは、直ちに所轄警察署に通報し、適切に援助を求める。

### 3 いじめを受けた児童又はその保護者への支援

いじめられた児童が落ち着いて教育を受けられる環境を確保することなど、いじめられた児童を中心に寄り添い支える体制をつくる。その際、いじめられた児童にとって信頼できる人（親しい友人や教職員、家族、地域の人等）と連携し、学校いじめ防止委員会が中心となって対応する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの協力を得て対応を行う。

### 4 いじめを行った児童への指導又はその保護者への助言

(1) 速やかにいじめを止めさせた上で、いじめたとされる児童からも事実関係の聴取を行う。

いじめに関わったとされる児童からの聴取にあたっては、個別に行うなどの配慮をする。

(2) 事実関係を聴取した後は、迅速にいじめた児童の保護者と連携し、協力を求めるとともに、継続的な助言を行う。

(3) いじめた児童への指導にあたっては、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。なお、いじめた児童が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、当該児童の安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

その指導にあたり、学校は、複数の教職員が連携し、スクールカウンセラーの協力も得て、組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。

### 5 いじめが起きた集団への働きかけ

(1) いじめを見ていたり、同調していたりした児童に対しても、自分の問題として捉えさせる。そのため、まず、いじめに関わった児童に対しては、正確に事実を確認するとともに、いじめを受けた者の立場になって、そのつらさや悔しさについて考えさせ、相手の心の悩みへの共感性を育てることを通じて、行動の変容につなげる。

また、同調していたりはやし立てたりしていた「観衆」、見て見ぬふりをしていた「傍観者」として行動していた児童に対しても、そうした行為がいじめを受けている児童にとっては、いじめによる苦痛だけでなく、孤独感・孤立感を強める存在であることを理解させるようにする。

「観衆」や「傍観者」の児童は、いつ自分が被害を受けるかもしれないという不安

を持っていることが考えられることから、すべての教職員が「いじめは絶対に許さない」「いじめを見聞きしたら、必ず先生に知らせることがいじめをなくすことにつながる」ということを児童に徹底して伝える。

- (2) いじめが認知された際、被害・加害の児童たちだけの問題とせず、学校の課題として解決を図る。全ての児童が、互いを尊重し、認め合う集団づくりを進めるため、担任が中心となって児童一人ひとりの大切さを自覚して学級経営するとともに、すべての教職員が支援し、児童が他者と関わる中で、自らのよさを発揮しながら学校生活を安心してすごせるよう努める。

そのため、認知されたいじめ事象について地域や家庭等の背景を理解し、学校における人権教育の課題とつなげることにより教訓化するとともに、いじめに関わった児童の指導を通して、その背景や課題を分析し、これまでの児童への対応のあり方を見直す。その上で、人権尊重の観点に立ち、授業や学級活動を活用し、児童のエンパワメントを図る。その際、スクールカウンセラーとも連携する。

運動会や地域のイベント、校外学習等は児童が、人間関係づくりを学ぶ絶好の機会ととらえ、児童が、意見が異なる他者とも良好な人間関係を作っていくことができるよう適切に支援する。

## 6 ネット上のいじめへの対応

- (1) ネット上の不適切な書き込み等があった場合、まず学校として、問題の箇所を確認し、その箇所を印刷・保存するとともに、学校いじめ防止委員会において対応を協議し、関係児童からの聞き取り等の調査、児童が被害にあった場合のケア等必要な措置を講ずる。
- (2) 書き込みへの対応については、削除要請等、被害にあった児童の意向を尊重するとともに、当該児童・保護者の精神的ケアに努める。また、書き込みの削除や書き込んだ者への対応については、必要に応じて、大阪法務局人権擁護部や所轄警察署等、外部機関と連携して対応する。
- (3) 情報モラル教育を進めるため、各教科・領域において、「情報の受け手」として必要な基本的技能の学習や「情報の発信者」として必要な知識・能力を学習する機会を設ける。

## 第5章 いじめの「解消」について

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることはできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。ただし、要件が満たされている場合も、必要に応じて他の事情も勘案して判断する。

(1)いじめに係る行為の解消

被害者に対する心理的又は物理的な影響を与える行為が止んでいる状態が相当の期間（3か月を目安）継続していること。教職員は、相当の期間は経過するまでは、被害・加害児童の様子を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。

(2)被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないと認められること。被害児童本人及び保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

## 第6章 緊急・重篤な事案への対応について

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合〔以下「重大事態」という〕は、以下の対応を行う。また、児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあった時は、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と安易に判断せず、重大事態が発生したものとして報告・調査に当たる。

### 【重大事態の意味】

○生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合

(例) いじめを受けた児童が

- ・自殺を企図した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

○いじめにより相当の期間、学校を欠席する事を余儀なくされている疑いがある場合  
「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ年間30日を目安とするが、児童が一定期間、連続して欠席しているような場合は、日数だけでなく、子どもたちの家庭での状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

### 【重大事態の報告と対応】

○重大事態が発生した場合は、校長は直ちに市教委に報告し、市教委は、速やかに市長に事態発生について報告を行う。

### 【調査の主体と組織】

○市教委は、学校からの報告を受けた際、その事案の調査を行う主体や、どのような調査組織とするかを判断する。

①学校が主体となって調査を行う場合

学校に常設している「学校いじめ防止委員会」が調査を行う。市教委は、必要な指導、人的措置等の適切な支援を行う。

②市教委が主体となって行う場合

学校主体の調査では、重大事態への対応及び同種の事態の発生の防止に必ずしも十分な結果を得られないと判断する場合や、学校の教育活動に支障が生じる恐れがあるような場合には、市教委が調査を行う。

その場合には、「泉佐野市いじめ防止対策審議会」が調査にあたる。

**【調査結果の報告及び提供】**

○調査結果は、速やかに報告を行う。学校が主体となって調査を実施した場合は、市教委を通じて市長に報告する。また、市教委が主体となった場合も、市教委が市長に報告する。

学校又は市教委は、いじめを受けた児童やその保護者に対して、調査により明らかになった事実関係等について説明する。

- ・『いじめ重大事態 対処指針』は、以下 URL をクリックし、『泉佐野市いじめ防止基本方針』を参照ください。

**URL**

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/ijimebousikihonnhousinn.pdf>

- ・『生徒指導報告書（いじめ用）【様式1】・【様式2】』

**URL**

<http://www.city.izumisano.lg.jp/ikkrwebBrowse/material/files/group/61/seitosidouhoukokusy01.pdf>

いじめが抵触する可能性がある刑罰法規の例について

<p><b>暴行</b> (刑法第 208 条)</p>	<p>暴行を加えた者が人を傷害するに至らなかったときは、2年以下の懲役若しくは 30 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料に処する。  <b>事例</b> プロレスと称して同級生に殴る、蹴るの暴力をふるった。</p>
<p><b>恐喝</b> (刑法第 249 条)</p>	<p>人を恐喝して財物を交付させた者は、10 年以下の懲役に処する。                  2 前項の方法により、財産上不法の利益を得、又は他人にこれを得させた者も、同項と同様とする。  <b>事例</b> 因縁をつけた上で、現金等を巻き上げた。</p>
<p><b>傷害</b> (刑法第 204 条)</p>	<p>人の身体を傷害した者は、15 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。  <b>事例</b> 顔を殴りし鼻骨骨折等のケガを負わせた。</p>
<p><b>強要</b> (刑法第 223 条)</p>	<p>生命、身体、自由、名誉若しくは財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、又は暴行を用いて、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者は、3 年以下の懲役に処する。                  2 親族の生命、身体、自由、名誉又は財産に対し害を加える旨を告知して脅迫し、人に義務のないことを行わせ、又は権利の行使を妨害した者も、前項と同様とする。                  3 前2項の罪の未遂は、罰する。  <b>事例</b> コンビニで万引きさせた。家の現金を持ち出させた。</p>
<p><b>窃盗</b> (刑法第 235 条)</p>	<p>他人の財物を窃取した者は、窃盗の罪とし、10 年以下の懲役又は 50 万円以下の罰金に処する。  <b>事例</b> カバン等の所持品を盗んだ。</p>
<p><b>器物損壊等</b> (刑法第 261 条)</p>	<p>前3条に規定するもの(公用文書等毀棄、私用文書等毀棄、建造物等損壊及び同致死傷)のほか、他人の物を損壊し、又は傷害した者は、3 年以下の懲役又は 30 万円以下の罰金若しくは科料に処する。  <b>事例</b> 携帯電話を故意に破損させた。教科書やノートを破いた。</p>
<p><b>強制わいせつ</b> (刑法第 176 条)</p>	<p>13 歳以上の男女に対し、暴行又は脅迫を用いてわいせつな行為をした者は、6 月以上 10 年以下の懲役に処する。13 歳未満の男女に対し、わいせつな行為をした者も、同様とする。  <b>事例</b> 無理矢理に服を脱がせて裸にした。</p>